

子ども・子育て支援金制度について

■ 制度概要

- 国において「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が令和6年6月12日に公布され、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出を求める制度。

- 子ども・子育て支援金は、対象者が広く切れ目のない支援を実現できる制度に充てることとされており、児童手当の拡充など「経済的支援の強化」や「全てのこども・子育て世帯への支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」に係る費用の財源となる。

- 令和8年度より毎年度、国は、支援納付金対象費用に充てるため、医療保険者から支援納付金を徴収する。

医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。

- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。